

平成28年度 第3回高崎市介護保険運営協議会・会議録（抄）

【開催日時】 平成29年3月15日（水） 午後1時30分～午後3時30分

【開催場所】 高崎市役所172会議室

【出席委員】 計18人

会長 金井 敏	副会長 井上 光弘	
委員 井上 謙一	委員 井上 洋子	委員 岩田 泰
委員 岡田 裕子	委員 小野 瑠美子	委員 川端 幸枝
委員 桑畑 裕子	委員 小池 昭雅	委員 駒井 和子
委員 齊藤 明	委員 時田 裕之	委員 中西 有美子
委員 平野 勝海	委員 松橋 亮	委員 目崎 智恵子
委員 紋谷 光徳		

【欠席委員】 計2人

委員 曾根 哲夫 委員 山路 雄彦

【事務局職員】

福祉部長 田村 洋子 長寿社会課長 志田 登 介護保険課長 住谷 一水
指導監査課長 富里 郁雄
担当係長

（長寿社会課）富所 秀仁 青山 正樹 前田 恵子 橋爪 千秋 小野里 清
（介護保険課）嶋崎 昌幸 中村 剛志 相澤 和孝 市川 いづみ 外處 紀子
（指導監査課）釜井 克倫
各支所担当職員、その他事務局担当職員

【公開・非公開区分】 公開（傍聴者0人）

【所管部課】 長寿社会課

【議 事】（1）平成28年度高齢者あんしんセンター委託業務第二次評価について

【報 告】（1）平成29年度高齢者あんしんセンターの体制について
（2）第7期計画策定に係るスケジュール（案）について

交代委員に委嘱状の交付

会長挨拶

【議事録本文】

議事（１）平成 28 年度高齢者あんしんセンター委託業務第二次評価について

－事務局説明

（会 長）

一次評価は確定ということで決まりました。私も部会長ということで参加させていただきました。やはり地域ケア会議が十分機能していないところが課題だということで、個別会議と課題別検討会議のつながりなどの連携が議論されていいのかなど。また介護支援専門員などの人材育成ということがまだまだ課題になっているのではないかと。しっかりとプランを作って、地域に暮らす高齢者の支援をしているということで、人材育成という面にも力を入れていく必要があるのではないかとという意見も出されました。

（委員 A）

業務報告シートの 2.5.3 のところの「在宅医療や介護に関する住民の理解を促進している」が 86.5 パーセントです。在宅医療の受け皿、例えば訪問看護ステーションなどは、24 時間体制でがんばっているところをいくつか知っているのですけれども、24 時間体制で応えてくれる医療機関がどれくらいあるのか、もしそういう情報があれば教えてください。

（委員 B）

この地域包括ケアシステムの一つの大きな軸になるのが在宅医療で、その在宅医療を支える一つの大きな柱は医療機関だろうということは認識しています。しかしながらこの 24 時間 365 日の医療機関をどのようにつくっていくかというのは医師会でも非常に大きな問題です。そこでスタートしたのが、高崎市医師会全体の総力を上げて在宅医療の会というのをつくっていきたいということで、はっきり言ってもがいているというのが正直なところです。なかなか今までが在宅医療ということに対しての方向性が、例えば、9 時から 5 時までの医療ということが定着してしまった中で、夜も看られる体制を作っていこうということがどれくらい至難の業かというところが、私が経験したこの 2 年間の大きなハードルでした。

しかしながら、今少しずつ在宅医科院に入ってくくださる先生方がいて、その基盤ができつつあると思っています。高崎市からも委託されておりますように、モデル地域として、その地域でブロック別に支えていく体制ができるかどうかというところで、今一生懸命やっているところで、今ここで、これだけの医療機関が在宅医療を 24 時間やっていますよと示せるだけのものは正直なところできていません。

しかし、間違いなく若い先生方が在宅医療に根ざしておられますし、今まで在宅医療をやっていなかった先生方も在宅医療への方向を探ってくさっている、それも訪問看護と連携したり、介護の方たちと連携しながらやっていこうということで、非常にゆっくりで申しわけないですけども一生懸命動いているというのが現状です。

一つの医療機関、一つの病院ということでみんながそっちへ向けばもっとも進むのではないかと考えていますし、個別にはかなりやっつけやっつけ先生はいらっしやいますから、もしそれがどうしても知りたいときは、相談センターたかまつへご連絡いただきたいと思います。

(事務局)

付け加えになりますが、在宅医療を支えるのは、医師だけではないということで、介護の専門職であったり、医療の専門職であったり、薬剤師会にもお願いをして訪問していただいたりということで、多職種が情報を共有していかなければ在宅医療の推進といのは不可能です。ですから、多職種で情報を共有するということを重点的に進めさせていただいて、何度も何度も勉強会を開いたり情報共有の機会を設けたりということで始めさせていただいているところです。まだ完成形には至っておりませんが、この在宅医療の推進については、医療・介護連携の大きな部分ですので、これからも積極的に努めてまいりたいと考えていますので、よろしくお願ひします。

(会 長)

医療・介護の連携が今回、地域包括ケアシステムの柱になるということですが、実際 24 時間 365 日、在宅医療を支えていくというところまでは、まだまだこれからです。そのため医療・介護連携相談センターたかまつと県では、いろいろな取り組みを模索しているところだと思います。ブロック別で医師会のほうでどう先生がどう連携すれば在宅を支えられるのかという取り組みも進めさせていただいていると思いますし、先生方の理解を得ながらパートパートを補い、全体としてネットワークを作っていくということなのでしょう。その辺の医療・介護連携相談センターの報告も機会があればお聞かせいただきたいと思っています。

(委員 C)

高齢者あんしんセンターの業務報告シートの大きい項目 2.6「地域ケア会議の推進」という部分で、地域ケア個別会議を開催していく方向というのは、個別に支援していく必要がある案件が出たときに関係者が集まって会議を開催する回数的なものか、それとも定例で2ヶ月に1回とか3ヶ月に1回などで開催するのか、そういう頻度とうものは市として決まっているのでしょうか。

(事務局)

今現在は決まっているものではなくて、随時開催となっています。

(会 長)

今の話は、地域ケア個別会議のことでしょうか、それとも 2.6.3 の地域別課題検討会議のことでしょうか。

(委員 C)

枠組みとして別ということであれば、基本的なことかもしれませんが教えてください。

(事務局)

2.6.1 の地域ケア個別会議は随時開催となっています。またそれに伴って 2.6.3 の地域別課題検討会議も随時となっています。

(会 長)

本来は、開催の中身なども評価として問われる必要があると思うので、おそらく次の評価は、そういうことが出てくるのかなとは思いますが、とりあえずやっているかやっていないかということの回答で、やっているというところが 100 パーセントにはなっていないという現状ですね。

(委員 D)

2.6 のところで、地域別課題検討会議のことが出たのですが、先ほども実施している場所が、通町と榛名町の一部ということを知りまして、ここのメンバーにケアマネも入っているという話だったのですが、地域別課題検討会議や協議体にもなかなかケアマネが入っていけないというか、私は一度も参加していないのですけれども、やはりそのところにケアマネの意見や、この地域にこういうものが足りないということをお話する場所がなかなか見つからないものですから、開催時はこういったメンバーを招集していますか。

(事務局)

今年度に関しては、地域別課題検討会議に出席しているメンバーは、区長、民生委員、ケアマネ、市の職員という形ですけれども、倉渕で開催したようなときには、区長、民生委員、ケアマネ、消防団、高崎市社会福祉協議会という形でした。

地域ケア個別会議については、本当に事例別に違いますので、参加については、あんしんセンターの中で、その人の支援に必要な方をメンバーにさせていただいています。

(会 長)

ちなみに、協議体の議論が進んでいると思うのですが、こちらにケアマネの参加はいかがでしょうか。

(事務局)

協議体につきましては、地域ケア会議とは目的がまったく違うもので、生活支援、住民主体の支え合いを基盤にした仕組みづくりをするというものですので、そこにケアマネが

参加するという事は、今の段階ではありません。

(委員 D)

地域別課題検討会議と協議体というのが、地域で何が足りないとかニーズを集約して生活支援を支えるものを出しているということで、ちょっと似ていて区別が付きませんでした。

その協議体で行ったことを、あとであんしんセンターから聞いて気付くということで、利用者さんにお伝えするのにタイムラグができてしまうということがあるので、できればケアマネが入って、さっき人材育成という課題もありましたけれども、ケアマネの人材育成のためにも、そののところに参加できるような体制をつくっていただければ、そういう資源を集められるかなと思いました。

(会 長)

そうしましたら、生活支援コーディネーターとして協議体づくりに関わっていて、そのケアマネとの連携や協議体づくりの様子などを市民に返していくという取り組み状況を教えていただけますか。

(委員 E)

先ほど事務局からお話がありましたとおり、協議体は平成 26 年 9 月に発足しまして、平成 27 年、28 年と取り組みが始まっているところなのですが、協議体をあんしんセンターごとに 26 ヶ所つくるということで、今 19 ヶ所が協議体ということで動いています。まず住民の方の支え合いの仕組みを作っていく、自分たちができることを介護予防を含めた上で、やれることを皆さんと情報共有するところから始めていまして、いろいろな情報をたくさん集め、その課題に向けてというところまでは、まだ至っていないというのが現状です。ですが、そういったニーズがある場合には、あんしんセンターの役割の一つとして、ケアマネとの連携という部分で、少し課題等が出てきた場合には、あんしんセンターとケアマネの連携の中で、今の段階で地域ごとにどんなことが行われており、どういう資源があるのかというところは確認していただければと思います。

今後に関しても、本当に住民がやれることに視点を置いての協議体ということですので、その辺をご理解いただいて、地域づくりということで、立場を超えた住民としての立ち位置で、ぜひ参加していただければと思います。

(会 長)

ありがとうございます。住民の主体的な支え合いをどう地域で作るかというところに力点が置かれていて、無理やり協議体をつくるというよりは、地域でなんとか皆でやっていくという雰囲気づくりとか、困っているところをみんなで探そうとか、ワークショップ形式のもので作っていくものであるとすれば、そこに関わっているあんしんセンターの職員が、ケアマネの状況やケアマネが非常に困っている点とか、利用者のケースなどを十分あんしんセンターの職員が把握していて、その協議体の議論の中にそういったものを伝え

ていく。また協議体の議論が進んでいく状況を地域内のケアマネに返していくという、ケアマネと住民の接点になるということが、たぶん大事になってくるのでしょうか。その辺の情報の発信とか共有ができていない部分があると思うのですがいかがでしょうか。

(委員 E)

情報発信という部分も、住民ができる情報発信にどういうものがあるかというのが、住民どうして今検討も進んでいます。自分たちで、今の活動を地域の医療機関であったり、介護事業所といったところにも伝えていこうということも少しずつ出てきており、自分たちで案内チラシを作って、自分たちの手で配っていくという地道な活動を住民の方たちが始めてくださっています。このチャンスを生かせるようにということで、住民の意識を変えていけるような方向の取り組みかなと実感しているところです。

(会 長)

あまり専門職が出ると住民の活動が鈍ってしまったり、地域で自主的な活動が継続しなかったりすると困るので、側面的な支援ということを中心に心がけています。まずは住民の活動が主でありたいところだと思います。ただ情報発信はケアマネさんに対してはもっとしてほしいと思います。

(委員 C)

業務報告シートの 2.7.1 になりますが、「介護予防の普及・啓発を行っている」という部分については、介護予防教室＝運動教室メインだけにとどまっているのか、それ以外にも介護予防の普及啓発ということであれば、例えばどんなことがあるのか教えていただければと思います。

(事務局)

あんしんセンターでは各サロンに出向いてお話をしたり、パンフレットを用いて介護予防の普及や必要性を理解してもらおうというものも入っていますし、介護予防の参加者を実態把握するときに、こういう教室がありますよということで誘いを出したなども含めて実施しています。

(委員 B)

2.4.1 の「認知症の早期発見・早期対応の体制を構築している」が 100 パーセントになっていますけれども、ここをもう少し詳しくお願いします。

(事務局)

項目として、認知症の疑いがある人や認知症の人を発見するための情報の収集方法を確立しているとか、認知症高齢者の早期に相談に結びつくように、専門相談窓口に周知しているとか、認知症初期集中支援チームが円滑な支援ができるように調整しているとか、サポート医、もの忘れ相談医、認知症機関医療センターとの連携を図っているなどの項目を

挙げておりますので、そのような項目について 100 パーセント実施しているという内容になります。

(委員 B)

100 パーセント、あんしんセンターが対応しているという解釈ですね。

(会 長)

今回 26 ヲ所のあんしんセンターが、全て優良ということのでがんばっていただいているということですので、引き続きこの評価を踏まえて、改善するところは改善していく内容で評価をしていただければと思います。

それでは、この評価を承認することよろしいでしょうか。それでは、確定させていただきます。

(会 長)

では、続きまして、報告事項ということで、平成 29 年度高齢者あんしんセンターの体制について、事務局から報告をお願いします。

報告（1）平成 29 年度高齢者あんしんセンターの体制について

—事務局から報告

(会 長)

26 ヲ所が 28 ヲ所になるということです。そして、この一覧表のところの各町内会があって、一番右の人員区分のアルファベットのところが、基本配置のアルファベットと一致しているということです。

ご意見、ご質問ありますでしょうか。

(委員 D)

この変更のところで、新規の事業所のところがまだ未定になっているのですけれども、4 月 1 日になると、これが施行されるということで、例えば、そこの地区の方を担当していて、4 月 1 日から何か計画上の変更があったりした場合に、どこに相談したりとか、そういうことはいつ頃わかるのでしょうか。

(事務局)

こちらは、平成 29 年度の予算議案でございまして、明日が市議会の閉会日でございます。御議決をいただかない限り私どもから公表することはできないのですが、ただ、新規で受けていただく事業所については、内諾をいただいております。4 月 1 日号の広報高崎等で周知をさせていただくということと、事前にプランの移動などもしなければいけないので、そういった準備は今月から徐々にはじめさせていただこうかなということで、一番やって

はいけないのは、利用者にご迷惑をかけるということになりますので、利用者にもスムーズにサービス提供がそのまま続くように、今まで地域の中でやってきた体制整備等もこれまでよりもよりスムーズに移行できるようにということで準備はさせていただいております。

それと、先ほどご説明させていただきましたけれども、この人員区分の人数に（２）の追加配置ということで、各センターにプラス１名をさらに追加をさせていただきます。ですので、３,０００人から６,０００人というのが大体平均のところですがけれども、こちらについては、今まで専従職員２人分の人件費相当分しか委託料を出していなかったもので、４人分の専従職員の人件費相当分ということでお出しするような予算を計上させていただいているところです。この４名の中からはマネジメントに関わるといった方は別配置になりますので、地域包括支援センターが予防プランを立てるのですけれども、予防プランを委託ではなく直営で立てているということであるとすれば、それはまた別に兼務というような形で配置されるということが想定されます。ですので、地域包括支援センターの業務の中で社会保障の充実をしていただくということで、当初委託をしたときより、または、体制整備、協議体であったりケア会議をやっていなかったものをするようになったり、地域包括支援センターがやるべき業務というのが本当に増えてきているのですね。それに加えて、実態把握もして予防事業の啓発もしてということになりますと、必要な人員を配置しなければ適切な評価ができないということで、評価をする、達成率を上げていきたいということは、やはりそれなりに人も配置していただいて、行政もその裏付けとなるような予算を担保したいと考えております。今までよりはセンターの職員ももう少し動きやすくなるのかなということと、今までそういう活動をしていただくには、法人からの持ち出しというのがものすごく多かったのですね。ですので、その法人からの持ち出しの分というのを軽減させていただきたいという意味もありますのでよろしくお願いします。

（会 長）

市長も年頭の挨拶で、あんしんセンターの職員を増員するとあったので、私もとても楽しみにしていて、今回の予算案を見させていただいても平成２８年度予算で３億１,０００万円計上していたものが、平成２９年度予算で５億円になっていました。これが成立していただけると、今、部長がおっしゃったような体制整備が進むのかなと思います。

続きまして、（２）の第７期計画策定にかかるスケジュール（案）について説明をお願いします。

報告（２）第７期計画策定に係るスケジュール（案）について

－事務局から報告

（会 長）

計画策定のスケジュールということで説明をいただきました。国の法律の策定状況も関わってくるかと思うのですが、具体的には介護保険事業計画をどう変えるのかという基本指針の見直しが今行われて、その案もすでに出ているわけですがけれども、それを踏まえて

市としても計画の骨子をつくるということでございます。なお、部会が3つありますので、それぞれ部会に分かれてご協議いただきながら、それを介護保険運営協議会の場にフィードバックするという形で進めていけたらということでございます。

ご質問、ご意見等ありますか。

(事務局)

新年度の予算に係る部分ですけれども、各地域の協議体の中で、定期的に集まる集いの場所が必要だよというご意見もたくさん出てきておりました、そういう集いの場というのが作られつつあります。そういう部分にも光熱水費相当分くらいは支援をしないと、ボランティアで全てが運営できるという部分でもありませんので、集いの場についても新たに補助金を計上させていただいております。あんしんセンターごとに2カ所くらいは補助できるかなということで予算計上させていただいております。今、本当に有志の方が私費を投じて場所を提供していただき開催していただいているので、若干ですけれども支援をしたい。またそういったところがあれば、今度はあんしんセンターが圏域内のケアマネさんたちに、フォーマルとインフォーマルなプランを組み合わせる適切な支援を組んでいただく。デイに通うのではなくて、そこに行けばなんとか自立が維持できるよという方については、介護の給付を受けるのではなく、そういったところに行っていただくというようなプランを立てられると思います。個別に支援をしていただくときの資料として、この地域ではこういう動きがありますよというような情報も速やかに提供できるように、あんしんセンターについては、地域ケア会議もそうですけれどもあんしんセンターが中心になって動いている部分もありますし、いずれの情報もあんしんセンターには全て集まっていますので、あんしんセンターで情報が発信できるように考えさせていただきたいと思っております。

(会長)

今、集いの場ということで、あんしんセンターごとに2カ所くらいの新しい補助金をとということですが、集いの場というのは新しい考え方なのですか。

サロンについては補助金が8,000円で、社会福祉協議会が出していますけれども、サロンとはまったく違った集いの場ということで、サロンと集いの場の違いというのをご説明いただけますか。

(事務局)

集いの場といっても居場所という形になります。居場所は支える仕組みの拠点という考えがあるので、そこでの内容については、イベントをするというわけではなくて、利用される方と運営される方の区別なく、そこに行くことによって自分が認められるとか、生きがいになるとかの励みを生み出す場所になっていくということでございまして、サロンとは少し意味合いが違います。

サロンについては、社会福祉協議会が補助金を出しており、長寿社会課でもそれに補助金を加えているというところがありますが、意味合いが少し違っており、支え合いの拠点

という位置づけになります。

(会 長)

すみません。ちょっとよく理解ができないのですが。

(委員 C)

認知症カフェとどのような差があるのか、違いについてお伺いします。

(事務局)

認知症カフェについては、今、市内に 35 カ所あります。認知症を専門に対応されている法人さんなどが中心となって場所を開放していただいているというところですか。認知症カフェについても居場所についても、人が集まってきてそこでお話をしたりするという機能などは同じですが、認知症カフェにつきましても、認知症専門の相談や支援が行えるということで、普通の居場所とは若干異なると考えております。

(会 長)

補助金を出すので、補助金の基準をつくらないといけないから、その基準で明確になるのかと思いますけれども、ちょっと分かりづらいところがあるかなと思います。

それともう一つは、新しい総合事業の訪問介護サービス・通所介護サービス B というところの住民がつくるサービスの部分ですね。そういったところと協議体の進める継続的な居場所づくりといろいろな概念が交錯していて、ちょっと分かりづらい部分があるかなと思っています。いかがでしょうか。

(委員 E)

今、市が補助金を出す部分での明確な基準などは、私は存じ上げないのですが、基本的に支え合いをつくっていく居場所というのは、広く考えると高齢者、障害者もどなたでも来られる、触れ合えるような場所のことを居場所と考えさせていただいています。

支え合いの仕組みを作っていく場が、住民から少しずつ芽が出てきて、自分たちで自主的な活動でそういう場を作っている方が本当にたくさんいらっしゃるというのが現状なのですが、本当に持ち出しの部分というのが多くて、公民館が借りられても、お茶代とか手数料とかは持ち出しをしているというのが現状です。その中で、そういったところをもう少し利用することによって、介護になるのを一歩止められるようなそんな場であって欲しいというのが、この居場所というところかと了解しています。

認知症カフェについては、認知症のご本人が行く場所がなくて、そういった方たちが行ける場所であったり、その家族、支えている皆さん、周りの方たちのケアであったり、そういったところを中心に集まれる場所、ちょっと自分たちが癒されるような場所というような認識を私は持っています。

また、サロンというのは、ひとり暮らしの方の皆さんをもう少し見守っていこうということで始まった事業でして、これも定期的開催とはいいいながら、月に 1 度や 2 度という形

が非常に多くて、月に1回会って、あとは会わないよというような場所だと、なかなか日常的な支え合いというのが進んでこないのです。支え合いの部分で、今回、高崎市が居場所というのを提案してくれるのは非常にいいことだと思っています。ある程度の期間で会う機会を作っていくということになると思うのですけれども、これがきっかけで地域にこういったところがどんどん広がっていきながら、歩いていけるところにこういう場所が少しでも多くあるということが、介護保険料も減らしていける方向にいくのではないかと期待しているところです。

その辺りが、3つの種類の理解という今の感覚なので、そういったことで住民の方にはお伝えしております。

(会 長)

今、協議体づくりを進めていて、26カ所中の19カ所が協議体として動いているということですが、現在、第1層の生活支援コーディネーターとしての目崎さんと高橋さんが中心となって開催を呼びかけたりしながら、あんしんセンターも社会福祉協議会も協力しながら、住民と一緒に作っていくということです。これからは地域で自主的にそういったものを開催したり、集まってやらなければいけないときに、そのたびに開催通知を出して集まってもらうというよりは、オープンスペースがあって、そこにいつでも誰でも来て話をしたり交流しながら、地域づくりについても、あるいはちょっとした支えあいもそこできるといえるような、そのような仕掛けということで集いの場というのがあるのだと私は理解していますし、そういったものになっていただけたらいいかなと思います。その仕掛けがないと、いつまでも生活支援コーディネーターのような人が、協議体づくりで皆さん話し合いをしましょうという呼びかけばかりしていて難しいと。地域でみんなが寄って来られるような、自主的に集まれるような場所が大事かなと思いますし、今度は第2層の生活支援コーディネーターをどう配置するかというところにも関わってくるので、その辺の運営というのが見えてくるかなと思います。その場合には補助金を出すための規定、基準があるのかなと思って質問させていただきました。

ほかにはいかがでしょうか。

(委員 F)

先ほどの居場所の続きですが、高齢者も障害者もということ、もちろん地域住民があつての居場所というところがあると思うのですが、ここに子どもたちの居場所という位置づけということも、今回、持続性のある地域共生社会という中には位置づけられていると思うので、そういう打ち出しも入っていくとすごく理解しやすいのかなと。子どもたちも居場所がなくて困っている子たちがいると思うので、そこが居場所となつて、子どもとお年寄りが交流するという意味でも、先ほどの居場所の定義づけという部分、発信の仕方でも重要になってくるのではないかなと思っているのですけれども、いかがでしょうか。

(会 長)

一つには地域共生型社会ということで、介護保険法のポイントにも書いてある点ですね。これはいわゆる共生型介護、富山型デイみたいなものを目指しながら、お年寄りと子ども、お年寄りと障害者、一緒に使えるような共同運営の施設みたいなもので、それぞれの世代が持っているいろいろな良いところ、力というものもお互い発揮してというところがあると思います。

それともう一つは、包括的な相談体制を作るということで、我が事・丸ごとの中でも言われていると思うのですが、そこでは地域包括が具体的にどうなるかというところまではまだ書かれていないのですが、先ほど説明の中でも、相談を高齢・障害・児童というところも含めてやっていくといった部分で連携して対応しているということもありましたけれども、そこをより強化していくというところがあると思います。

そういう意味では、介護保険事業計画と、あと地域福祉計画も今度は努力義務になりますして、その地域福祉計画の中で、お子さんたちの居場所をどう作っていくのかという議論も深めていかなくてはいけないと思いますので、そことの連携も必要かなと思います。

事務局で補足があればお願いします。

(事務局)

我が事・丸ごと、これは承知しております。それぞれの計画で縦割りの的に計画が作られていくということではなく、それを全て包含した形で、地域福祉計画を立ててくださいよというご指示かなと思っています。これを包括的にどういう支援をしていくのか、どういう拠点を作っていくのかという方向性は、今決められていませんけれども、ただ、他の機関と連携を強化するという事は、早速始めたいと思っています。

その中の一つとして、平成 29 年から始まる障害者福祉計画の中でも、障害者の SOS ということで、ワンストップで障害者の方のどんな相談でも全部受け止めますよということも立ち上げさせていただこうと。多機能型の住宅に 4 月からオープンさせていただきます子育てなんでもセンター、こちらにも子育て中の方の就労相談から育児の相談、そこから発展して家族の方に介護者がいたりとか、障害をお持ちの方がいたりとか、そういうものも全て、子育てに関わることであれば何でも、子育てなんでもセンターで受け付けをさせていただく。そこで完了するのではなく、そこから適切な支援につないでいくというコーディネートの機能を持たせていただこうかなということで、今回は高齢者福祉計画と、まずは医療計画の整合性を担保させていただくということ、それに合わせた形で、我が事・丸ごとで、地域全体でどういう風に共生社会をつくっていくのかということ平行してさせていただこうかなと思っています。

全体の計画がどうなのかというのが、今バラバラで動いている状態ですので、これはバラバラではなくて連携を図りますよという連携の強化から平成 29 年度はしていきたいと考えております。

(会長)

先ほどの話の中で、いろいろな要素が含まれていて、人材の問題とか場所としての問題とかがあると思うのです。集いの場というものが、子どもたちも含めての集いの場となれ

ばという発想だったと思うのですが、この部分はこれからおいおい考えていくということになると思うのですが、たぶん地域福祉計画では、今度、生活困窮も含めて、子どもたちの貧困家庭のアプローチということも議論になってくると思います。その場合に、経済的に貧しい子どもたちが集まって学習支援とか食事をすることだと、どうしてもレッテルを貼るとか、差別的なものが出てくる可能性もあったりして、そこはどんな子どもも来られるような、そういう集いの場というのが欲しいというのが出ているわけですね。多世代型の中でいろいろな子どもが集えるような、そしてそこで、地域で支えて行けるような場所をつくるということが、なかなかできていないところで、大きな宿題かなと思っていますのですが、ぜひまたその部分でもご意見をいただければと思います。

第7期のスケジュールということで、また皆さんにもご協力いただくということで、よろしくをお願いします。

他にないようでしたら、議事、報告はこれで全て終了です。事務局にお返しします。

(事務局)

大変ありがとうございました。以上を持ちまして、第3回高崎市介護保険運営協議会を閉会いたします。